

第171 回通常国会

総務委員会 2009年02月12日

林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。

本日は、まず冒頭、この委員会の開催が遅れました。鳩山総務大臣はもう十分前からこの場にお越しをいただいて、非常に大事な問題について審議をするわけでございますから御準備をいただきました。ありがとうございます。

にもかかわらず、非常に残念なことに、ただいま十時十分でございます。本日、政府参考人としてお願いをしておりました内閣府の大臣官房審議官が大変に遅れて来られたと。

非常に今、国民生活は危機に瀕しております。百年に一度の危機と言われている、歯を食いしばって生活をしている、あしたへの希望が見出せない、年間の自殺者が三万人を超えている、しかも十年続いている。こういう状況の中で、国民の皆さんが納めてくださっている大切な税金をいかにして有効に活用をし国民生活の安定や安心を図っていくのが、まさに今政治の現場に問われているわけでございます。にもかかわらず、こうして遅れて来られるというのは、余りにも私は危機意識が欠けている、緊張感が足りない、このように思いますので、しっかりとこの点は御理解をいただいて、二度とこうしたことがないように十分に反省をいただきたいと、まず冒頭お願いを申し上げます。

それでは、早速今日の本題でございますが、定額給付金について今日はお伺いをさせていただきたいというふうに考えております。

もうこの定額給付金については今更御説明させていただくまでもございませぬ。二兆円を超える税を、お金を国民の皆様方に一人当たり一万二千円お配りをされるということでございます。じゃ、本当にそれが国民生活の安定や安心につながっていくのが私はまさに重要であると考えます。確かに、政治というのはスピーディーに現状に対応することは重要でございます。しかしながら、安定して制度として定着をしていくことが、やはり将来にわたっての安心の基礎を築くのではないかなというふうに考えておるわけでございませぬ。

そこで、まず定額給付金の効果についてお伺いをします。

それで今日はちょっと内閣府の方にお越しをいただいたわけでございますが、先日の参議院の代表質問で、我が党の大塚議員の質問の中で、今回の定額給付金は四割が消費に回るのであるというお話が、これまあずっとされているわけですが、ございました。そして、地域振興券のときは三二%。これは、聞くところによると期限が切れた段階での判断だったそうですが、三二%。そのときの答弁を伺っていると、いや、今度の定額給付金は期限が付いていないので四割消費に回るんだというような御答弁がございました。

でもこれは、普通の生活実感で申し上げますと、期限がなければ、貯金をしようとか、子供が入学を控えていたりとかするタイミングタイミングでお金が掛かるときに使えるようにしておこうとか、それはすぐに鳩山大臣のようにおいしいものを食べようという方もい

らっしゃるかもしれませんが、貯金をしようというふうに非常に厳しい経済情勢であれば思われる方というのも非常に私は実は多いのではないかなというふうに思っておりますが、実際に私の周りで子育て真っ最中のお母さん方に聞くと、やっぱり貯金をするとかなりの方がお答えをされています。

そこで伺います。この四割消費に回るというお話でございましたが、これはどの時点での四割のお話なんでしょうか。どの段階で四割回るとお考えなのか、お聞かせください。

政府参考人（梅溪健児君） 本日は遅参いたしましたして誠に申し訳ございません。

御答弁させていただきます。

御質問のいつの時点でのということでございますが、おおむね四割程度が平成二十一年度中に追加的消費に回ると想定いたしております。

林久美子君 来年の三月までに追加的消費に回るというお考えということですね。その根拠は何ですか。

政府参考人（梅溪健児君） お答え申し上げます。

四割という根拠でございますが、現在、定額給付金におきましては使用期限がございます。それから、使用場所というのは、地域振興券と異なり居住市町村に限られてもいません。現在の状況は、景気後退下で所得が伸びないという非常に厳しい経済環境にあると考えております。そういう状況では貯蓄に回るよりも消費に回る可能性の方が高いと考えており、地域振興券のときの三二%、これを元に四割程度追加的消費に回ると想定いたしているところでございます。

林久美子君 今の御答弁は、論理的な根拠というのに値する答弁であるとは思えません。感覚的に希望的観測でこうなるであろうというふうにしか見えないということをお伝えをさせていただきたいと思えます。

多分、正直申し上げて、何か調査をしてきちっと積み上げての判断じゃないというのはもう明らかでございます。感覚的なもので、定額給付金そのものがそうございました。委員会での審議、本会議場での答弁を伺っていると、二兆円という枠ありきでやっぱり計算をしてこられた制度であったということを感じさせていただいておりますので、当然、であれば効果もその程度の、希望的観測に基づく程度の効果の御答弁しかされないのではないかなというふうに思いますので、やはりこれは余りにも私はずさんな制度であるということをもまず御指摘をさせていただきたいと思えます。

では、鳩山総務大臣にお伺いをさせていただきます。

この定額給付金、お話が出た当初から、本当に困っている方たちに支給をされるのかどうかというのは大きな問題として指摘をされ続けてまいりました。ホームレスの方、ネッ

トカフェ難民の方、DVで暴力を振るわれ、住所をなるべく知られたくないというふうな方々、こういう方たちに、やはり住民登録が必要になってくるという以上、なかなか難しいのではないかとすることは数々指摘がなされてまいりました。

そうした中で、鳩山大臣始め総務省の方、ネットカフェ難民と呼ばれる方たちについて、長期契約をして明らかに居住していることが認められれば住民登録できるようにして配れるようにしたいと、このように述べられました。

そこでお伺いしたいんですが、この長期契約をしても、この長期契約というのは具体的にどれくらいの期間を指していらっしゃるのか、まただれが長期契約であると判断をされるのか、お伺いしたいと思います。

国務大臣（鳩山邦夫君） 御質問の趣旨、よく分かるわけで、それは景気刺激ということもありますが、やはり緊急の生活支援ということであれば、最も困っておられる方に定額給付金を差し上げるというのは政治の正しい道だと思っております。私たち兄弟は政党は違いますが友愛という精神は共通いたしておりますので、そういった意味ではできる限り優しい方向で対処したい、こう思っております。

ただ、他面、地方自治体の負担を軽くするという意味で、できるだけシンプルにするということで、住民登録がなされている方、外国人登録されている方というふうにしたわけでございます。そういう中でネットカフェ難民の方はどうするかという問題、時々質問を受けるわけでございます。基本的には、やっぱり住民基本台帳法というのがございまして、住所とは各人の生活の本拠であって、客観的な居住の事実と主観的な居住の意思があるところに住民登録をします。

住民登録をするというのはだれかということ、市町村長ということになります。本人の方はその届出をする、住民登録をするのは市町村長ということでございます。したがって、長期にわたって滞在する意思が明確にされていると。また、店舗の管理者が、要するにその住民登録に同意するというのかな、これを住所とされては困るよという、店舗のオーナーや管理者がそういう意思を持っておられたらやっぱり住民登録にはならないのかもしれない。

そういう意味で、個別具体の事案に即して、これが生活の本拠と言えるかどうか、あるいは生活実態、家族とのつながりなども勘案しながら、結局は市町村長が総合的に判断するということになるわけでありまして、長期というのが何であるかということも、基本的に言えば住民登録に当たるかどうかということですから市町村長の判断でございます。私が長期契約という言い方をしたのは、そういう住所と認められるかどうかの一つの判断の基準の要素として申し上げたわけでございます。それは三日とか五日が長期ではあり得ないわけですし、それは半年以上あれば十分長期でありますし、そんなところで判断をしていただくことしかないのではないだろうか。

ただ、埼玉県蕨市では、三十日以上滞在する場合、店舗側が契約期間等を明記した確認

書を出しておられまして、蕨市の場合は大体三十日というのを一つのメルクマールにしているのかと思います。

林久美子君　つまりは住民登録に値する期間居住をしているかどうかということが一つの判断基準であり、今御紹介いただいた蕨市の関係では三十日というようなことで、一つの判断基準として、大臣のお考えでは三十日程度居住をしていれば長期契約に値をするのではないかという御見解でよろしいということなんでしょうか。

それと併せまして、市町村が判断をするときに、では具体的にこういった書類等々が必要になるのかも教えてください。

委員長（内藤正光君）　どなたが。

国務大臣（鳩山邦夫君）　じゃ前段の部分を。

私は蕨市の例を紹介したわけでございまして、これは結局は、あれこれ申し上げましたが、例えばネットカフェであるとするならば、今まで一月住んでいなくちゃ駄目ですよということではないと思います。今はまだ一週間であっても、これから長期に滞在をするという契約がなされているとするならば、これは居住の意味もあるんだと、また客観的な居住の実態もあるんだと、また店舗側も拒否していないんだということになるんだろうと、こう思います。

結局は、ある程度長期であるからこそ住民登録ということ由市町村長が認めるわけですから、市町村長さんのこれは総合的な判断ということですが、私としてはできるだけ大らかに少しでも多く認めていただければ有り難いなという思いを抱いております。

後段の部分は私では分かりませんので。

政府参考人（岡崎浩巳君）　転入届などの住民登録を行う場合につきましては、平成十九年に住民基本台帳法が改正されまして、届出の際の本人確認を義務付けております。成り済まし等による不正な届出の防止という趣旨でございます。

したがって、その場合に官公署が発行した運転免許証あるいは住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、あるいは生活保護受給者証など、市町村が本人確認のために適当であると認める書類を提示していただくことにより確認を行っております。もしそういう書類がないという場合には、住民票の記載事項、例えば世帯はどういう人がいるか、世帯構成とか同一世帯の方の生年月日等を口頭でお伺いする。あるいは戸籍の付票の記載事項、過去の住所などを口頭でお伺いをして御本人であるかどうかということを確認するというようなことになろうかと思えます。

林久美子君 それは住民登録に必要なものということですよ。ではなくて、私が伺いたいのは、長期契約を判断するときの材料は何かということを伺っているんです。

政府参考人（岡崎浩巳君） 長期契約につきましては、先ほど蕨の事例では店側の証明書等がありますので、そういうものを使っているのが実態的なところだと思います。

林久美子君 要は、お店とネットカフェ難民と呼ばれる方たちの中で正式な契約が交わされていて、その契約書を持って市役所の窓口に行ってくださいということになるのかなというふうに思いますけれども。

実際問題、先ほど大臣の御答弁にもございましたが、お店側が認めない場合であるとか、契約の期間について、どうも伺っていると、市町村長さんが住民登録に値するかどうかを判断するというので、要は市町村に丸投げしているというふうにしか私にはどうしても思えないわけですね。要するに、同じようなケースでも、この市ではちゃんと認められてもこの市では認められないというようなケースが出てくるのではないかということが大変に懸念をいたしているわけでございます。

同様に、ホームレスの方たちに対しても、自立支援センターに入るか知人の家に下宿して住民登録すれば支給できるという総務省の考え方が示されました。ホームレスの方たち、知人の家に下宿できるような方であればホームレスとはなっていないと私思うので、現実的な問題としては自立支援センターに入るという道があるのかなというふうに思うんですが、そこで、厚生労働省さんにお伺いをいたします。

自立支援センターは全国に現在何か所あって、定員は何人で、今入所率が何%なのか。それと併せまして、厚労省さんがホームレスの実態調査をされていますが、現段階で、最新の数字で結構ですが、ホームレスとなっている方は全国に何人いると推計をされているのか、お伺いをいたします。

政府参考人（坂本森男君） お答え申し上げます。

ホームレス自立支援センターにつきましては、平成二十一年一月現在で、全国で九自治体におきまして二十四施設、定員は二千三十二人、入所率は八三・七%となっております。

それから、全国のホームレスの人数でございますけれども、これは昨年一月に実施をいたしましたホームレスの実態に関する全国調査というのがございまして、これによりまして全国で一万六千十八人と把握しております。

林久美子君 大臣、お聞きいただいておりますが、自立支援センター、もう今八割が埋まっていて、なおかつこれ、全員入ってもらっても、もう一万四千人をはるかに超える方が自立支援センターに入れないうえです。

私も昨夜遅く地元から上京してまいりまして、東京駅から出てくるときに、やはりこの

寒空の下で段ボールに身を寄せていらっしゃる方のお姿というのも拝見をいたしました。こうした方たち、まさに消費に回るというお話、冒頭ございましたけれども、そのためにはきちっと受け取っていただかないといけないと。そうしたら、こういう現実可能性が極めて低いというか、十分に対応できないようなことばかり言ってもやっぱり駄目なんじゃないかと私は思うわけでございます。

総務大臣、是非お伺いしたいんですが、現在のこの数字的な現状もお聞きいただきまして、どのように対応していこうと考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 先ほど申し上げた友愛の原則というのは、是非私どもの信念でございますので御理解をいただきたいと思っております。

要するに、いずれかの市町村に住民登録してあれば、現在どこに住んでいようと、あるいは全く住所を定めるようなことができない状況であっても、住民登録されているところに申請をすれば定額給付金はもらえるわけでございます。

問題は、基準日二月一日におきまして、日本国内にはずっといたけれども、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない、つまり、全く住んでいない、居住の実態がなければ職権で抹消されるということがあるわけでして、そういう方々をどうするかということについては、とにかくできればどこかに住民登録できる形になっていただきたいと。その場合は、いわゆる基準日よりもうんと後になっても、それは一年先、二年先は無理かもしれません、これは大体半年ぐらいの期間が想定されると思います。それぞれの市町村が交付を始めてから終了まで、これはエンドレスというわけにはいきません、大体半年ぐらい。とすれば、その間に住民登録ができれば、補助金交付要綱においても定額給付金を給付できるというふうに仕組みとしてはつくっていききたい、またその旨要綱にも明示したところでございます。

なお、生活保護を申請されて、生活保護を受けることができるようになって住民登録もできるようになった。つまり生活保護を受けるから居所を定めることができると、そういうケースもかなりあるのではないかと考えております。

なお、林先生が、困った人にはあげるべきだという、給付すべきという観点から御質問をいただいていることについては感謝いたします。

林久美子君 大臣、やはり具体的な対策というのが御答弁いただけなくて非常に残念なんですが、ちょっと時間もございませんので、どうしても伺いたいことがございますので、次の質問に行かせていただきたいと思います。

この定額給付金の申請と給付の方法について、郵送申請方式、窓口申請方式、窓口現金受領方式、三つの方式を想定をいらっしゃるかと思います。もう時間がないので私の方から申し上げますが、それぞれの方式を何%だと見込んで積算をいらっしゃるのかと事前に伺っております。郵送申請方式が八〇%、窓口申請方式は二〇%、窓口現金受

領方式はゼロ%、これで制度設計をされている。窓口で現金を受け取るのはゼロだと。これはおかしいと。何を参考にして制度設計されたんですかと伺いました。平成十九年度の灯油購入費助成金事業を類似事業として想定をされたと。非常に私は現実と懸け離れていると思います。

にもかかわらず、ゼロ%であると言っておきながら、事前のレクのときに伺いました、現金でもらいに来る人もいるんじゃないですかと。市町村の職員の方は現金が今回は多いんじゃないかとも言っているらしいです。じゃ、そういう方に対応するためにどうするんですかと伺ったら、いや、市町村に現金を置いておいてもらいますとおっしゃいました。

この現金を置いておくのかどうか、これを確認させていただきたいのと、市町村の人件費の賃金という項目がございます。この中に実は、臨時職員の人件費のみならず警備員の人件費も含まれていると伺っております。具体的にこの警備員の人件費、幾らで見込んでいらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

政府参考人（岡崎浩巳君） まず、ゼロ%という件でございますけれども、これ事務費の積算上、郵送申請が八割でその分の郵便料を見込んだとか、それから窓口にお見えになって、振り込むときに二〇%ということで振り込み手数料をその分は見ているということでございまして、現金受領方式がないという前提ではございません。あるであろうけれども予算の積算上はそういうふうに行っていると、事務費の積算ですね、ということでございます。

それから、警備員でございますけれども、これは大体投票所の箇所の二割ぐらいの箇所で、大体土日の二回ぐらい、四日間ぐらいを、これは現金を配ることよりも、現金以外の窓口申請する場合の混雑防止等もございまして、そういうところに警備員を配置する必要があるんじゃないかということで、予算積算上は単価を掛けまして十三億円を見込んでおります。

林久美子君 済みません、ちょっとよく聞こえなかったんですが、土日等の混乱を避けるために配るところに警備員を配置をすると、その金額は十三億円だということですね。よろしいですか、ちょっと確認させてください。

政府参考人（岡崎浩巳君） あくまでも予算の積算上でございます、これは補助金で差し上げますので、市町村がそれぞれのやり方で行うということで、私どもの予算を積算する前提の積算根拠でございます。

林久美子君 では、この十三億円というのは大体何人分を見込んでいらっしゃるんですか。

政府参考人（岡崎浩巳君） ですから、先ほど申したようにあくまでも積算根拠でございますけれども、五万一千七百三十四か所という、一応これは選挙の投票所の数であります。ただし、その二割ぐらいのところですので二〇％掛けておりまして、それに二人程度を四日間という計算をいたしております。

林久美子君 それでは、それぞれの市町村に二人程度四日間配置をして対応できる金額が十三億円ということによろしいんですね。ごめんなさい、ちょっとよく聞こえなかったもので、お願いします。

国務大臣（鳩山邦夫君） 私が言います。

窓口対応する窓口を当然大きな市町村では何か所か設置する。衆議院選挙の投票所でしょうか、参議院もそうでしょうか、五万一千七百三十四か所今あるそうで、その大体五分の一ぐらいということですから一万か所ぐらい、自治体の数は先生御承知でしょうから、一万か所ぐらい設置して、そこに二人の警備員を四日間というと大体八万人強ということになると、こういう計算です。

林久美子君 分かりました。じゃ、二人の警備員を四日間でトータルで八万人、大体場所は一萬か所程度、トータルで十三億円を見込んでいるということですね。分かりました。

ということは、要するに、十三億という金額も非常に大きいわけですね。この定額給付金を実施するに当たって、振り込み手数料がどれぐらい掛かる、これにこれくらい掛かるいろいろな種々問題になっておりますけれども、先ほどからも御指摘をさせていただいているように、困っているホームレスの方やネットカフェ難民の方、あるいは大臣の発言で一時混乱もいたしました。DVの被害者の方の問題等々ある中で、これだけの税金を投入をして実施をして、しかも消費が四割回るかどうかあやふやな状況であるという中で、本当に私は税金の使い方として正しいんだろうかと思わざるを得ないわけでございます。

ちょうど先月は阪神・淡路大震災から十四年がたちまして、一人一人が耐震化の問題というのも認識を新たにしているところでございますが、もう御存じのように、今更申し上げるまでもなく、子供たちが一日の半分を過ごす学校の耐震化がやっぱり進んでいないわけですね。

更に申し上げれば、これだけ百年に一度の危機と言われている中で雇用が不安定になって、今、高校を中途退学する子供たちが非常に増えているんです。保護者の経済状況によって子供たちが学びたいと思っても学校をやめなきゃいけない状態になっている。

こういうことを是認しておきながら、こういう形に税金の使い方をしてしまうというのはやはり非常に違和感を覚えるわけでございます。基本的に私は税金の使い方を間違っているというふうに考えておりまして、今からでも遅くはございませんので、しつこいようですけれども、鳩山大臣、この定額給付金、二兆円を超える大きな大きな金額でございま

す。定額給付金というものじゃないものに、もっとみんなが安心できる、暮らしのセーフティネットにつながることに是非使い方を変えると御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 御理解いただきたいのは、七十五兆円の、真水はそのうち幾らかという議論はありますが、経済対策の中の二兆円なのでございます。例えば、この関連法案の成立を待っております地域活性化・生活対策臨時交付金六千億等も、耐震化とかそうした事柄、あるいは障害者、雇用、これはもちろん自治体の判断でやっていただくわけございまして、様々な施策が講じられておりますし、本予算でも様々な施策が講じられておりますので、そういう意味でこの二兆円は本当に生活に困っておられる方の緊急支援と、あるいは景気の反転上昇のためのきっかけづくりということでセットいたしておりますので、方針を今変更する気持ちは、まあ方針を変更するのは私の権限ではなくて総理大臣かもしれませんけれども、私はそういう気持ちはございません。

林久美子君 最後に一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど高校の中途退学者が増えているというお話申し上げました。私たち民主党は、高校の無償化法案というのを議員立法で実は作っておりまして、過去に提出させていただいたこともございます。これは、公立の高校は授業料を無料にする、私学も半分はしっかりと応援をさせていただくと。これで年間幾ら税金を投入すればできるかと、四千三百億円です。四千三百億円で保護者の経済状況によって学校をやめなきゃいけない子供たちが救える。やはりそういう視点で、大切にお預かりをさせていただいている税金の使い方は是非考えていただきたいということを心からお願いを申し上げまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。